



# 宮 崎 県 公 報

令和2年9月7日(月曜日) 第 136 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

○民有林の保安林の指定予定(5件)……………(自然環境課) 1	頁
○民有林の保安林の指定……………( “ ) 2	
○保安林の指定解除の予定の通知……………( “ ) 2	
○民有林の保安林の指定の解除予定……………( “ ) 2	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先不明	

について……………(自然環境課) 2	
○海面漁業の変更免許……………(水産政策課) 2	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 3	
○道路の供用の開始(3件)……………( “ ) 3	

### 公 告

○肥料の登録……………(農業経営支援課) 4	
○肥料の登録の有効期間の更新(3件)……………( “ ) 4	
○肥料の登録の失効……………( “ ) 5	
○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 6	

## 告 示

### 宮崎県告示第 722号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字鶴戸木乙3152-40
- 2 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 723号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字出口乙 233-17
- 2 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 724号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字藤ノ木乙2351-6
- 2 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 725号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内

字折立3166-1、3167、3168-1、3170-4、字安者3184-2（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 726号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字庵川字次郎ヶ迫4020-6、字仮股4081-12、4101-1、4101-12、字烏帽子滝4668-1

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 727号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字ラシカ谷5797-6

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 728号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南俣字大口5695-1・5696（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養

- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 729号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南俣字大口5695-1・5696（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 民有林の保安林として指定された目的 公衆の保健

- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 730号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和2年農林水産省告示第1500号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

西米良村役場

濱砂哲弘

- 2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。

- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和2年農林水産省告示第1500号によること。

宮崎県告示第 731号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第22条第1項の規定により、令和2年9月1日付けで次のとおり海面における漁業権の変更の免許

をした。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公示番号	免許番号	漁業権者		免許の内容	制限又は条件	存続期間
		住所	氏名又は名称			
共第18号	同左	串間市大字西方 15071番地 128	串間市漁業協同組合	令和2年宮崎県告示第412号による公示内容のとおり		令和2年9月1日から令和5年8月31日まで
区第20号	同左	日南市南郷町潟上 134番地54	外浦漁業協同組合	同上	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	同上

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県告示第 732号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年9月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字向山字後迫4763番1地先から同郡同町同大字同字4709番1地先まで	旧	5.7～9.6	43.2
				新	9.3～15.3	43.2

## 宮崎県告示第 733号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年9月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月7日

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字家代字キョラ木 519番9地先から同郡同村同大字同字 519番9地先まで	令和2年9月7日

## 宮崎県告示第 734号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年9月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高	西臼杵郡高	令和2年9月7日

千穂線	千穂町大字 向山字後迫 4763番1地 先から同郡 同町同大字 同字4709番 1地先まで
-----	---

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市中川 原町5丁目 5700番7地 先から同市 同町5丁目 2番1地先 まで	令和2年9月7日

**宮崎県告示第 735号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年9月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

**公 告**

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		登 録 の 有効期間
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 1034号	配合肥料	有機入り配 合 146 J	T N 1.0 C P 14.0 C K 16.0 W K 12.0 C M g 5.6	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	自 令和2年 6月18日 至 令和8年 6月17日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、C P : く溶性りん酸、C K : く溶性加里、W K : 水溶性加里、C M g : く溶性苦土

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		登 録 の 有効期間
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 885号	蒸製毛粉	12.0蒸製毛 粉	T N 12.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	自 昭和59年 9月25日 至 令和8年 9月24日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		登 録 の 有効期間
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 918号	加工家さん ふん肥料	3.0加工家 さんふん肥 料	T N 3.0 T P 3.0 T K 2.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	自 平成2年 6月1日 至 令和8年

				とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり			5月31日
--	--	--	--	----------------------------------	--	--	-------

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、TK：加里全量

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		登 録 の 有効期間
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 1016号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体S	TN 6.0 TP 2.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	株式会社都城化製	宮崎県都城市高野町1237番地 89	自 平成26年 4月4日 至 令和5年 4月3日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次のとおり肥料の登録は、失効した。

令和2年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		失効年月日
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 871号	肉かす粉末	12.0肉粕粉末	TN 12.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	令和2年8月 19日
宮崎県第 942号	配合肥料	有機入り6 83号	TN 6.0 TP 8.0 CP 3.5 TK 3.0 CK 3.0 WK 2.0 CMg 1.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	令和2年8月 19日
宮崎県第 964号	肉かす粉末	豚肉粉	TN 8.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	令和2年8月 19日
宮崎県第 969号	化成肥料	有機入り6 85号	TN 6.0 TP 8.0 CP 6.0 TK 5.0 CK 4.5 CMg 1.5	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	令和2年8月 19日
宮崎県第 994号	副産植物質 肥料	4.0ティ ミール	TN 4.0		南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	令和2年8月 19日
宮崎県第 1020号	肉骨粉	牛肉骨粉5 -14	TN 5.0 TP 14.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	令和2年8月 19日
宮崎県第 1021号	肉骨粉	牛肉骨粉6 -12	TN 6.0 TP 12.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	令和2年8月 19日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、CP：く溶性りん酸、TK：加里全量、CK：く溶性加里、WK：水溶性加里、  
CMg：く溶性苦土

---

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、黒沢津土地改良区（小林市）から令和 2 年 8 月 19 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 9 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣